

宮城県の豚熱発生農場から本県の農場へ移動があった豚等に対する 殺処分等について

本日、宮城県の養豚場において豚熱の発生が確認され、当該農場から生体や精液の移動があった県内の6農場において、殺処分等防疫措置を行うこととしました。

本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるため、下記のとおり対応します。

記

1 宮城県の発生農場の概要

所在地：宮城県伊具郡丸森町

農場：養豚農場（飼養頭数 約7,000頭）

検査結果：確定検査陽性

2 経緯

- ・12月24日、農林水産省から、宮城県内の農場で豚熱発生の疑いがあり、当該農場から本県の農場に生体もしくは精液の移動があった旨の連絡
- ・12月25日5時、宮城県のPCR検査の結果、豚熱陽性が判明
- ・12月25日19時、農研機構動物衛生研究部門の確定検査で陽性となり、農林水産省が宮城県の養豚場の豚を豚熱の患畜と決定したことを踏まえ、本県においても県対策本部を設置。
- ・当該農場から導入された豚及び当該精液を人工授精した豚について、家畜伝染病予防法及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき疑似患畜^{※1}として殺処分等を実施。

※1 家畜伝染病予防法に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第5の2の(2)「疑似患畜」

- ・発生農場の疫学調査の結果により、患畜または疑似患畜と判定した日（病性等判定日）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ・発生農場の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

3 当該農場から移動があった県内農場

市名	殺処分対象 ^{※2} 頭数	移動した物
行方市	導入された豚 15頭	豚
銚田市	導入された豚 113頭	豚
石岡市	精液を人工授精した豚 29頭	精液
石岡市	精液を人工授精した豚 77頭	精液
龍ヶ崎市	精液を人工授精した豚 8頭	精液
結城市	精液を人工授精した豚 10頭	精液
5市	合計 252頭	

※2 豚：12月15日以降に移動したもの、精液：12月4日以降に移動したもの。

4 今後の対応

- ・家畜保健衛生所を中心とした農林水産部職員が、県内の6農場で飼養する約250頭の豚の殺処分・埋却作業を開始しました。
- ・明日18時頃までには殺処分を全て終了する予定です。
- ・殺処分した豚と同じ農場で飼養している豚については、移動を制限して（と畜場出荷等を除く）、28日間経過を観察いたします。

5. その他

- ・豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・本県は全農場で豚熱ワクチンを接種しているため、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農場周辺における移動制限（半径3km）、搬出制限（半径10km）区域の設定はしません。
- ・現場での取材が、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<参考>

本県における過去の豚熱最終発生事例

1982年(昭和57年)7月 かすみがうら市(旧千代田町) 殺処分頭数16頭